

基本指標の設定

本計画の計画期間に基づき、概ね 10 年後の令和 15 年（2033）年度の市内農業に係る主要な指標を、次のように設定します。

① 農家数

農家数は、平成 22（2010）年時点は 276 戸（農林業センサス）でしたが、令和 2（2020）年時点では 187 戸（農林業センサス）と、10 年間で 89 戸（32%減）、年平均 8.9 戸減少しています。このまま推移すると、令和 15（2033）年度には 71 戸まで減少してしまいます。本計画に基づく農業振興策を講ずることにより、令和 15 年（2033）年度の農家数を **83 戸** と設定します。

② 農地面積

農地面積は、平成 25（2013）年時点で 151.7ha でしたが、令和 4（2022）年時点で 117.6ha（市民部資産税課資料）と、10 年間で 34.1ha（22.5%）、年平均で 3.41ha（生産緑地が 2.41ha/年、宅地化農地が 1ha/年）減少しており、このまま推移すると、令和 15（2033）年度の農地面積は、93ha を下回ってしまいます。生産緑地の再指定や宅地の農地開設等、農地保全施策を展開することで、令和 15（2033）年の農地面積を 98ha と設定します。

③ 認定農業者数

認定農業者は、令和 5（2023）年現在、52 経営体であり、今後、市や関連機関（東京都農業振興事務所、中央農業改良普及センター、東京都農業会議、JA 東京みらい等）による農家への「農業経営改善計画」の作成支援、「家族経営協定」の締結による共同申請の推進等により、令和 15（2033）年の当該農家数を 60 戸 と設定します。

④ 農用地利用集積目標

令和 5（2023）年現在の認定農業者の集積面積は 36.24ha であり、農地面積 119.8ha に対する集積率は 30.2%となります。認定農業者の農用地面積は、農地の減少率と農地面積の目標 98ha に基づき、令和 15（2033）年度の農用地の利用集積目標を **36%** と設定します。

また、面的集積は困難なため、施設化等の推進により農地の高度利用を図り、実質的な経営耕地面積の確保に努めていきます。

⑤ 労働時間と農業所得目標

労働力は、主たる従事者 1 人と補助的従事者 1 人からなる家族経営を基本にして、パートタイマーを中心とする臨時雇用や援農ボランティア等の活用も考慮します。

労働時間は、農業者の健康や余暇時間を確保する観点から、農作業の省力化対策を積極的に進め

るとともに、経営に合わせた臨時雇用や援農ボランティア等の活用により、令和 15（2023）年の主たる従事者 1 人当たりの年間労働時間を概ね 1,800 時間と設定します。

また、令和 15（2023）年の年間農業所得の目標は、他産業従事者と遜色のない水準を確保することを目標に、「地域農業をリードする農家」は概ね年間 800 万円、「中核的な農家」は概ね年間 300 万円～500 万円と設定します。

なお、本市は、自給的な農家も少なくないため、令和 15（2023）年の 10 a 当たりの所得目標を 15 万円～30 万円と設定します。

⑥ 農業経営と効率的かつ総合的な利用

農産物の販売では、都市農業の利点を活かし、契約栽培や直売を主に市内流通を促進します。農業経営は、新たな管理手法を取り入れ合理化を進めるとともに、複式簿記記帳により、経営と家計の分離を図ることや青色申告の実施を進めます。また、臨時雇用や援農ボランティアによる労働負担の軽減及び家族経営協定の締結等による家族間の役割分担の明確化による労働環境の改善を進めます。

さらに、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、認定農業者等の担い手の状況に応じ、(ア)地域の地理的自然的条件、(イ)営農類型の特性、(ウ)農地の保有及び利用状況、(エ)農業者の意向を踏まえた、効率的かつ安定的な農業経営の実現を後押しします。その際、本市は、関係機関及び関係団体とともに、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、経営規模の拡大を目指す認定農業者等には都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく農地の貸借制度を活用して農地の集積を促進する等、担い手が農業経営の改善を計画的に進めるための措置を必要に応じて行います。

⑦ 経営モデルの設定

経営モデルは、本市の農業を担う農業経営体を概ね5年間で育成する目標として、下表に示す営農類型別に設定します。

- (ア) 西東京市の農業をリードする経営モデル (所得目標 800万円)
 (イ) 地域の農業を担う経営モデル (所得目標 400~500万円)
 (ウ) 農業の広がりを支える経営モデル (所得目標 300万円)

《西東京市営農類型別経営モデル》

営農類型	経営面積 (作付面積)	主な作物等	家族労働力 (雇用労働力、 ボランティア)	農業所得 (万円)	主な施設等
野菜 (量販店等への直接 出荷+直売)	80a(200a) 施設10a	トマト、キュウリ、ナス、 ホウレンソウ、コマツナ、 ネギ、スイートコーン、エ ダマメ、ブロッコリー、イ チゴ、サトイモ、シントリ ナ、ルッコラ、ハーブ類等	3人(2人)	800	パイプハウス、 暖房機、養液栽 培システム
	40a(100a) 施設5a		2人	500	
野菜 (市場出荷+直売)	100a(250a)	キャベツ、ブロッコリー、ダ イコン、ホウレンソウ、コマ ツナ、カブ、トマト、キュウ リ等	2.5人(1人)	800	パイプハウス、 暖房機、養液栽 培システム
	50a(150a) 施設5a		2人	500	
野菜 (直売)	80a(160a)	トマト、キュウリ、ナス、ホ ウレンソウ、コマツナ、ネ ギ、スイートコーン、エダマ メ、ブロッコリー、イチゴ等	2.5人	500	パイプハウス、 暖房機、養液栽 培システム
	40a(100a) 施設10a		2人	300	
農業体験農園+直売	50a	トマト、キュウリ、ナス、ホ ウレンソウ、コマツナ、ネ ギ、スイートコーン、エダマ メ、ブロッコリー等	2人	500	体験農園用施 設、 パイプハウス
果樹 (直売)	100a (施設5a)	梨、ブドウ、キウイフルー ツ、カキ、ブルーベリー	2.5人(2人)	500	果樹用ハウス、 果樹棚、防鳥 網、養液栽培シ ステム
	50a		2人(1人)	300	
花卉 (直売)	80a 施設20a	花壇苗、鉢物	3人(2人)	500	鉄骨ハウス、パ イプハウス、暖 房機、土詰機、 土壌消毒機、播 種機
花卉 (市場出荷)	40a	花壇苗、鉢物	2人(1人)	500	
植木	160a	サツキ・ツツジ類、コニファ ー類、ハナミズキ	2.5人	800	ミニシャベル、 クレーン付トラ ック、粉砕機
	80a		2人	500	
キノコ	10,000床 (菌床栽培)	シイタケ、キクラゲ、ヒラタ ケ	2人	400	シイタケ、シメ ジ栽培用施設

⑧ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標及び農業経営の指標**(ア) 新規就農の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標**

令和4年度の新規就農者（フレッシュ&Uターン参加者）は3名となっています。今後、農業従事者の高齢化や減少を考慮すると、安定的、かつ計画的に担い手を確保していく必要があります。

国及び東京都が掲げる新規就農者の確保の方針を踏まえ、年間4人の当該青年等の確保を目標とします。

(イ) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組み

新規就農者への支援体制については、都の農業経営・就農支援センターで就農支援業務を担う公益財団法人東京都農林水産振興財団及び東京都農業会議との連携を図りながら、就農相談機能の充実を図ります。また、技術指導及び経営指導については、中央農業改良普及センター、JA 東京みらい等と連携して、重点的に指導を行い、将来的には認定農業者へと誘導していきます。

(ウ) 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

(ア) に示したような目標を可能とする農業経営の指標としては、労働時間は、健康や余暇時間を確保する観点から、他の農業者の目標と均衡する 1,800 時間を年間総労働時間として設定します。

また、農業経営開始から5年後の年間農業所得の目標は、農業所得を主として生活が成り立つ状況と考え、⑦ 経営モデルの例示に示す (ウ) 農業の広がりを支える経営モデルを指標とします。

⑨ 農業を担う者の確保及び育成に関する事項

⑤から⑧に挙げる取組みのほか、本市の農産物を安定的に生産し、農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組めます。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、東京都中央農業改良普及センター、JA 東京みらい等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組めます。

さらに、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、高齢者及び非農家等の労働力の活用等に取り組めます。

加えて、本市の農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事ともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう関係機関と連携し、必要な情報の提供等の支援を行います。

また、JA 東京みらいと連携して就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、東京都及び農業経営改善支援センターへ情報提供し、農業委員会等の関係機関と連携して就農後の定着に向けて必要なサポートを行います。

⑩ 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

農業経営基盤強化促進法に基づく「農業経営基盤強化促進事業」については、市域全域が市街化区域であるため該当しません。